

二宮町創業者金融対策資金預託要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内において中小企業者の創業に必要な資金調達を円滑にすることにより、中小企業の健全な育成振興を金融面から図ることを目的として、融資資金の預託並びに融資することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業団体組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第5条に定めたものをいい、当該企業の発行株式の総数又は出資の総額の2分の1を超えた出資が中小企業以外の事業者から出資が行われていない事業とする。
- (2) 創業 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第22項に規定する行為をいう。
- (3) 創業者 次に掲げる者をいう。
 - ア 産業競争力強化法第2条第23項第1号、第3号又は第5号に該当する者
 - イ 新たに事業を開始した中小企業者であって、当該事業を開始した日以後1年を経過していないもの

(預託先及び預託金額並びに融資総額)

第3条 預託先は、中南信用金庫、さがみ信用金庫及び横浜銀行（以下「預託取扱金融機関」という。）とする。

2 預託金及び融資総額は、予算に定める範囲内で預託取扱金融機関と協議のうえ定める。

(預託期間及び方法)

第4条 預託期間は、4月1日から3月31日までとするが、その日が金融機関の休日にあたる場合は年度内の最も近い平日とし、無利息型普通預金により預託する。

(金融機関に対する条件)

第5条 預託取扱金融機関は、融資資金の適用にあたり、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 融資にあたっては、特に零細中小企業者を優先する。
- (2) 金融機関と取り引き関係のないものに対しても、融資する。
- (3) 歩積両建預金の拘束は行わない。

(4) 毎月融資及び返済の状況を二宮町創業者金融対策資金利用状況及び貸付明細書(第1号様式)により、翌月10日までに町長に報告すること。

(預託金の返済)

第6条 預託金の返済については、預託取扱金融機関が最終責を有する。

(融資の原則及び方法)

第7条 預託取扱金融機関は、町長の依頼がなければこの要綱に基づく資金の融資をすることができない。

2 融資の方法は、預託取扱金融機関の方法によるものとし、かつ、神奈川県信用保証協会(以下「保証協会」という。)に信用保証を委託するものとする。

(融資資金の種類)

第8条 融資資金は振興資金とし、運転、設備及び運転設備併用資金とする。

(融資の対象)

第9条 融資の対象は、町内で創業する者で、次のいずれかに該当し、かつ、町税を完納している者とする。この場合において、転入者においては、従前の課税地で完納しているものとする。

(1) 個人事業主として町内に主たる事業所を置き、又は置くことを予定している個人であって、町内に住所を有する者

(2) 町内に本店を置く法人

(3) 町内に本店を移転することを予定している個人又は法人

2 次に掲げる者については、融資の対象からこれを除くものとする。

(1) 現に創業資金の融資を受けている者であること。

(2) 金融機関から取り引き停止処分を受けている者

(3) 保証協会が行った代位弁済に対する債務の履行を終わらないもの。

(4) 返済能力がないと認められるもの。

(5) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団員と密接な関係を有する者

(融資の限度及び利率並びに融資期間及び返済方法)

第10条 融資の限度及び利率並びに期間及び返済方法は、次の表のとおりとする。

	資金面	貸付限度額	貸付利率	据置期間	貸付期間 (返済方法)
振興資金	運転・ 設備・ 運転設備	1,000万円以内	年利1.6%以内	6ヶ月以内	120ヶ月(10ヶ年) 以内分割

	併用				
--	----	--	--	--	--

(融資の申し込み)

第 11 条 資金の融資を受けようとするものは、二宮町創業者金融対策資金融資申込書（第 2 号様式）に次に掲げる書類を添えて、二宮町商工会又は預託取扱金融機関を経由し、町長に提出しなければならない。

- (1) 町税の未納がないことを証する書面
- (2) 特定創業支援事業修了者（産業競争力強化法第 113 条第 4 項に基づき、町から当該事業を修了したことを証する書類の交付を受けたものをいう。）の場合は、その修了したことを証する書類
- (3) 取扱金融機関が必要と認める書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

(融資の依頼)

第 12 条 町長は、前条の申込書を受理した場合には、その内容を調査のうえ適当と認めるものについては、預託取扱金融機関に対して、二宮町創業者金融対策資金融資依頼書（第 3 号様式）により融資を依頼するものとする。

(融資)

第 13 条 預託取扱金融機関は、前条の依頼書を受理したときは、調査のうえ、速やかに融資するものとする。

(融資依頼の拒絶)

第 14 条 預託取扱金融機関は、前条の規定による融資の依頼を拒絶するときは、別に定める融資拒絶書により町長に報告しなければならない。

(融資の繰り上げ償還)

第 15 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、二宮町商工会及び預託取扱金融機関と協議のうえ、繰り上げ償還を決定することができるものとする。

- (1) 第 9 条第 2 項各号に該当するに至ったとき。
- (2) 融資資金を融資目的以外に使用したとき。
- (3) 融資を受けた後、当該事業を変更したとき又は廃止したとき。
- (4) 融資について虚偽の申告があったとき。
- (5) 不正の手段により融資を受けたとき。
- (6) その他この要綱に違反したとき。

- 2 町長は、前項の規定により繰り上げ償還の決定を行ったときは、その旨を預託取扱金融機関へ通知するものとする。
- 3 預託取扱金融機関は前項の通知を受けたときは、繰り上げ償還について必要な措置をとるものとする。

(協議)

第16条 この要綱に定めるもののほか、市中金融状況の変化並びに社会的諸条件の大幅な変動等があった場合は、預託金及び融資等についての諸条件の変更はもとより、必要な事項をその都度、預託取扱金融機関並びに保証協会と協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。